

オフィシャルコンテンツプロバイダ申込規約

第1条（目的）

本規約は、当社が顧客に対し契約約款における付加機能の一つとしてコンテンツ閲覧の機能を提供するサービスである指定先情報接続機能を通じて、CP がオフィシャルコンテンツを提供するにあたり、相互に開示する機密情報を保護するための契約条件等を定める事を目的とする。

第2条（用語の定義）

- (1) 「オフィシャルコンテンツ」とは、メニューリスト内および当社ホームページからリンクする本契約および本仕様に基づきCP が送信するコンテンツをいう。
- (2) 「コンテンツ」とは、文字情報、画像、映像、ソフトウェア等の情報をいう。
- (3) 「CP」とは、本規約および「オフィシャルコンテンツ提供規約」を承諾の上、当社に申込み、これらを当社が承諾したオフィシャルコンテンツを提供する者、もしくは提供を予定する者をいう。
- (4) 「CP コンテンツ配信設備」とは、CP が、本サービスを通じて、オフィシャルコンテンツを配信するために設置するサーバーその他自営端末設備または自営電気通信設備をいう。
- (5) 「当社」とは、ソフトバンク株式会社をいう。
- (6) 「本サービス」とは、Yahoo! ケータイその他当社が定めるブランド名で当社が顧客に対し契約約款における付加機能としてオフィシャルコンテンツを提供するサービスをいう。
- (7) 「本仕様」とは、当社が随時定め、CP に通知する、本サービスまたは本サービスを通じて提供するオフィシャルコンテンツが満たすべきガイドライン、利用規約その他仕様をいう。
- (8) 「指定先情報接続機能」とは、契約約款に基づき当社が顧客に対して提供するサービスであり、その定義については契約約款の定めるところに従う。
- (9) 「商品」とは、本サービスを通じて、販売される一切の商品・サービスをいい、データ等の電磁的情報を含む。
- (10) 「本契約」とは、本規約を承諾の上、当社に申込みを行ない、当社が承諾することにより成立する当事者間の機密情報保護を目的とする契約をいう。
- (11) 「オフィシャルコンテンツ提供契約」とは、CPと当社間の「オフィシャルコンテンツ提供規約」その他別途合意する条件に基づき本サービスを通じてオフィシャルコンテンツを提供することを目的とする契約をいう。

第3条（機密情報の定義）

1. 機密情報とは、本サービスを通じてCP がオフィシャルコンテンツを提供するにあたり、CP および当社が相手方に対して開示する情報であって、以下の各号を含むものをいう。
 - (1) ネットワークサービス、携帯電話機および関連製品の開発動向、発売予定、販売計画、その他これに類する情報。

- (2) ネットワークサービス、携帯電話機および関連製品の仕様、機能、その他の技術情報。
 - (3) 当社がCPに対して付与するID およびパスワード。
 - (4) 上記各号以外の情報であって、情報を開示する当事者が個別に機密情報として指定したものの。
2. 機密資料とは、機密情報のうち機械もしくは自然人が解読できるか否かにかかわらず、CP および当社から相手方に対して開示される有形資料をいう。有形資料の記録媒体は口頭による開示を書面にしたものを含め、文書、フロッピーディスク等磁気記録メディア、またはテープその他一切のものを含み、形態の如何を問わないものとする。
 3. 以下のいずれかに該当することを情報受領者が相手方に対して文書その他で証明した情報については、機密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 相手方より開示を受けた時点で既に所有していた情報。
 - (2) 相手方より開示を受けた時点で既に公知の情報。
 - (3) 相手方より開示を受けた後に、自己の責によらず公知または公用となった情報。
 - (4) 正当な権利を有する第三者から機密保持の義務を負うことなく合法的に入手した情報。
 - (5) 相手方の機密情報を利用することなく独自に取得した情報。

第4条（機密保持）

1. CP および当社は機密情報を善良なる管理者の注意を以て機密に保持するものとし、第三者に開示または漏洩してはならない。なお、裁判所その他公的機関より機密情報の開示を求められた場合には、予めCP、当社協議の上、開示の可否・開示の範囲について検討して対応するものとする。
2. CP および当社は、相手方より機密情報の開示を受けた事実、またその存在の有無を第三者に開示または漏洩してはならない。
3. CP および当社は機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。
4. CP および当社は、本サービスを通じてCP がオフィシャルコンテンツを提供するにあたり、当該機密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、および従業員に対してのみ機密情報を開示できるものとする。事前に当社の定める方法にて相手方の承認を得た関連会社および再委託先についても同様とする。この場合、CP または当社は、かかる役員、従業員、関連会社および再委託先にも機密情報を機密に保持させるものとする。かかる役員、従業員、関連会社および再委託先が本規約に違反した場合には、かかる者に情報を開示した当事者は、かかる違反に基づいて生じる一切の責任、義務を負担するものとする。
5. CP および当社は、前各項に定める場合の他、相手方に不利益または損害をもたらすおそれのあることに関連して、機密情報を利用してはならない。

第5条 (IDおよびパスワード)

1. CPに付与されたID およびパスワードを用いて、オフィシャルコンテンツ提供規約その他当社が定める規約に基づく申込みがなされた場合、当社はCPが当該申込みを行なうために必要な権限を有する者により実行されたものと見做し、CPはこれを異議なく承諾するものとする。
2. 解除手続きにおいて、CPが、当社が指定するサポートサイトを使用したサイト申請・課金申請・企画申請・プロバイダー申請その他各種申請に紐付く手続きを行わない場合に、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該手続きを行わなかったときには、当社が CP に付与された ID およびパスワードを用いて代行手続きを実行する可能性があることを、CP は異議なく承諾するものとする。

第6条 (機密資料の受渡)

1. CP および当社は、使用目的が終了した場合、または相手方より返還の請求がある場合には、相手方の指示に従い速やかに機密資料を相手方に返却もしくは破棄するものとし、その後一切の機密資料を保持しないものとする。
2. CP および当社は、本契約の終了および解除の際、機密資料すべてを相手方の指示に従い速やかに返却もしくは破棄するものとし、その後一切の機密資料を保持しないものとする。

第7条 (保管)

1. CP および当社は、相手方より開示された機密資料の複製を一切作らず、機密厳守のうえ保管しなければならない。また、他の資料との混在をさけて収納し、厳重に保管しなければならない。
2. CP および当社は、相手方より開示された機密資料をその営業所内でのみ使用し、その営業所外に持ち出してこれを使用してはならない。

第8条 (立入検査)

1. CP または当社およびその指定する者は、機密資料の保管状況、管理状況を検査するために、事前に相手方の承認を得てその保管場所に立ち入ることができる。
2. 前項の検査の結果、相手方に対し必要な措置を求めた場合は、相手方はただちに解決をはかるものとする。

第9条 (知的財産権)

CP および当社は、相手方から開示を受けた機密情報に基づいて、発明、考案、意匠の創作、著作物等の知的財産権の対象物を成したときは、遅滞なく相手方に通知するものとする。CP および当社は、かかる対象物に関する一切の知的財産権は、その基礎となる機密情報を有する当事者に帰属することを確認する。

第 10 条(届出事項の変更)

1. CPは、申込の際およびその後当社に対して届出を行なった事項について変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により、変更を当社に届け出るものとする。
2. CPが前項に基づく当社への届出を怠ったことにより生じたCPの不利益について当社は一切の責任を負わない。

第 11 条(遵守事項および保証)

1. CPは、オフィシャルコンテンツの制作にあたり、以下の各事項を保証するものとする。
 - (1) 当社の意向を尊重し、当社との協議の上、決定すること。
 - (2) オフィシャルコンテンツが第三者の著作権その他の知的所有権を含むものであるときは、あらかじめ当該第三者から譲渡または使用許諾を受けること。
 - (3) CPは当社が本仕様で別途定める方法に従って、自己の責任と費用負担でオフィシャルコンテンツの開発、接続試験等を行なうものとし、自己の費用負担で動作確認用のソフトバンク携帯電話を確保すること。
 - (4) CPは、本規約に基づき当社より開示された機密情報および、当社より開示された関連情報に関して、オフィシャルコンテンツの提供およびその他開示された目的の範囲を超えて使用しないこと。
2. CPは、オフィシャルコンテンツおよび商品について、以下の各事項を保証するものとする。
 - (1) ソフトバンク携帯電話(締結日現在および有効期間中の対応機全てを指すものとする)において支障なくその内容を表示することができること。
 - (2) 公序良俗に反する内容でないこと。
 - (3) 青少年の性的感情を著しく刺激するなど、その健全な育成を害するものではないこと。
 - (4) 通常人の射幸心をあおるものではないこと。
 - (5) 犯罪を誘発するおそれのないこと。
 - (6) 法令に違反しないこと。
 - (7) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、氏名権、肖像権その他の権利を侵害しないこと。
 - (8) 不正競争防止法に違反するものでないこと。
 - (9) 第三者を誹謗中傷し、差別するものではないこと。
 - (10) 第三者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害しないこと。
 - (11) コンピューターウイルスその他有害なプログラムを含んでいないこと。
 - (12) 内容に誤りがないこと。
 - (13) コンテンツの内容が当社グループのブランド・イメージを著しく害するものでないこと。
 - (14) 前各号のほか、本仕様に反するものではないこと。
3. CP は、商品については、前項のほか、以下の各事項を保証するものとする。

- (1) 公序良俗に反する内容でないこと。
- (2) 銃器類、たばこ、会員権、アダルト商品全般、国内販売を禁止されている医薬品や商品ではないこと。
- (3) 商品の販売・提供に法令に基づき許認可・届出を要する場合に、許認可・届出、その他法令上の要件を満たしていないものではないこと。
- (4) CPが運営するショップまたはモールで取り扱う商品の価格は、CP ないしモールの参加者が小売販売、その他の本サービス以外の流通チャネルを通じて販売する場合の価格を不当に上回るものではないこと。
- (5) 商品販売にあたって、特定商取引等に関する法律、不当景品類等および不当表示防止法、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律、不正競争防止法、その他営業活動の規制に関する法律、規制等を遵守すること。

第 12 条（契約解除）

1. 当社は、CPが第 11 条各項に定める保証が真実かつ正確でないとして当社が判断した場合、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人格を有しない場合。
 - (2) 虚偽の申請をおこなった場合。
 - (3) 利用申込書に記載漏れ、または申込み時の必要書類に不備がある場合。
 - (4) 本契約成立後 6 ヶ月を超えてCPが本サービスを提供しておらず、CP が正当な理由なしに第 1 条に定める本契約の目的を履行する意思がないと当社が判断する場合。
 - (5) 当社に届け出ている連絡先に当社より連絡がつかない状態となった場合。
 - (6) 本規約に違反した場合または違反するおそれがある場合。
 - (7) 継続的かつ安定的に顧客に本サービスを提供できないおそれがある場合。
 - (8) 過去に本規約その他当社との契約に違反し、当社から本契約を解除されたことがある場合。
 - (9) その他、当社が本契約を継続することが不相当であると判断する相当の理由がある場合。
2. 当社は、前項に定めるほか、CPが以下に該当する行為を行なっていることが判明した場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合、本契約を解除することができる。
 - (1) 当社と競合する他社の製品、サービスを積極的に広告宣伝・販売促進する行為。
 - (2) 詐欺その他犯罪を構成する行為またはこれを幫助する行為。
 - (3) 無限連鎖講(ねずみ講)の開設またはその勧誘行為。
 - (4) 他人になりすまして情報を送信、もしくは表示し、またはコンテンツを運営する行為。
3. CPが本規約に違反した場合には、当社は、その選択により、第1項第(6)号に規定する本契約の解除に代えて、当該違反に係るオフィシャルコンテンツのみに関連する一切の規約を解除することができる。
4. 原因の如何を問わず、本契約が終了した場合には、オフィシャルコンテンツ提供規約を含め、当社

とCPの間のオフィシャルコンテンツに係る一切の契約は自動的に終了するものとする。

第 13 条（損害賠償）

前条もしくは第 15 条により契約解除を行なった際、そのために解除当事者が損害を被った場合には、解除当事者は違反当事者に対し、一切の損害の賠償を請求することができる。

第 14 条（期間）

1. 本契約の有効期間は、承諾通知日から通知日を含む年度末(3月31日)迄とする。但し、契約期間満了90日前迄に、CPまたは当社から本契約を終了させる旨の書面による意思表示がない限り、本契約は半年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約期間中に、CP または当社の製品の提供に関してCP、当社間で締結される個々の契約を締結したとき、個別契約の条項と本契約の条項とが抵触する場合には、個別契約の条項を優先して適用するものとする。
4. 第 4 条、第 6 条、第 9 条および第 13 条の規定は、本契約の終了あるいは解除後、5 年間は有効とする。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. CP は、当社に対し、本件契約時において、CP(代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)又は本件契約を代理若しくは媒介する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
2. CP が本件契約に関連する契約(以下「関連契約」という。)を第三者と締結している場合において、当該第三者又は関連契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、当社は CP に対して関連契約の解除その他必要な措置を求めることができるものとし、CP が速やかにこれに応じなかった場合は、当社は直ちに本件契約を解除することができる。
3. CP は、当社が前 2 項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならないものとする。
4. 当社は、CP 又は本件契約を代理若しくは媒介する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができるものとする。

第 16 条（管轄裁判所）

本規約に関連して生じた一切の法律上の紛争について東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 17 条（協議）

本規約に定めない事項、または本規約の解釈に疑義を生じた事項については、CP、当社双方誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

第18条(本規約の変更)

1. 当社は、本規約および本仕様等を別途通知する当社ウェブページに掲載するものとし、CPは当該ウェブページにおいてこれらを確認するものとする。
2. 本規約を変更する場合は、当社は、前項に定めるウェブページに、変更の30日以上前から変更内容、効力発生日を掲載するものとし、CPは、当該効力発生日からは、変更後の規約に従うものとする。

以上

改定履歴

日付	版	内容
2004/05/31	1.0.0 版	初版
2004/12/12	1.0.1 版	ボーダフォンライブ！BB 追記
2005/05/19	1.0.2 版	条項番号訂正
2005/11/24	1.0.3 版	第3条 誤植修正
2005/12/12	1.0.4 版	第2条3号 ボーダフォンライブ！FeliCa 対応サービス提供規約に対応する文言追記
2006/10/1	1.1.0 版	第1条、第2条 社名、ブランド、サービス名称変更に伴う修正
2007/10/28	2.0.0 版	第2条 用語の定義を変更、追加 第3条3号 機密情報に当社が払い出す ID およびパスワードを追加 第5条 ID及びパスワードを用いた申込みについての規定を追加 第10条 届出事項の変更を追加 第11条 遵守事項および保証を追加 第12条 契約解除事項を追加
2010/3/1	2.1.0 版	第11条3項2号 条文の変更 第12条1項6号 条文の変更 第12条3項 条文の変更 第12条4項 条文の追加 第14条1項 条文の変更 第17条1項、2項 条文を追加
2011/10/21	2.2.0 版	第 11 条3項(2) 条文の変更 第 11 条3項 条文の変更 第 11 条3項(2) 条文の変更 第 11 条3項(4) 条文の変更 第 12 条1項 条文の変更 第 12 条1項(4) 条文の変更 第 12 条2項 条文の変更 第 13 条 条文の変更 第14条4項 条文の変更 第 15 条の追加
2013/9/27	2.2.1 版	第 5 条(IDおよびパスワード)2 項 条文の追加
2015/7/1	2.3.0 版	社名変更

